



森 一 美

交通事故・労災保険の保険料率を 上げないために

—メリット制が適用されている事業場の場合—

協子「労太、ちょっと相談があるんだけど、いいかしら？」

労太「労災保険のことかい？ 協子の相談はいつも難題だから、役に立てるかどうか」

「あのね、私の会社の人々が仕事中に交通事故に遭ったのよ。労災保険を使って治療を始めたんだけど、怪我がひどくて治療費が高額になるようなの。私の会社は、労災保険のメリット制が適用されているから、労災保険の保険料率などのくらい高くなるのか知りたいと思ってる」

「そうだね、メリット制が適用されている事業場の労災保険率は、簡単には労災保険からの給付額を支払った保険料で割った収支率で算定されるんだ。だから、保険給付の額がわからないと将来の保険

料率はわからないんだよ」
「そうよね…。でも、かなり高くなりそうで、心配なんだけど」
「労災保険への手続きはすませたの？ 交通事故の場合」
「病院へは療養補償給付請求書を持って行ったけど、他には何をすればいい？」
「じゃあ、すぐに監督署に『第三者行為災害届』を提出したほうがいいよ」
「病院から治療費の請求が監督署へ届くと、監督署から『届』を出さないといつて連絡が来るんじゃないの？」
「監督署の事務処理が早くすすむことが、保険料率がなるべく上がらないようにするポイントなんだよ」

交通事故の場合は、被災した労働者の方からと同時に、事故の相手の人からも事故状況の報告を受けるんだ。そして、両方の申立て内容などから監督署が事故の過失割合を判断するんだよ。この処理に時間がかかるんだ」
「知らなかったわ。事故の相手の人からも状況を確認するのね」
「監督署は労働者に給付した保険金額から、過失割合に応じて相手の人に支払いを求めるとだよ。これを求償って言うんだ」
「この求償した金額は、メリット制の保険料率の算定するとき、労災保険の給付額から差し引かれるんだよ。つまり、相手の人の過失割合が100%の時は、労災保険率は全くと上がらないということなんだ」

「そうでもないんだ。詳しくは話せないけど、求償が事故の発生した年度内に行われないと効果が少ないんだ。だから、監督署の事務処理が早く進むように、事業場は事故情報を早く連絡した方がいいんだよ」
「わかったわ。早速、監督署へ『第三者行為災害届』を提出に行くわ」
「おわかりいただけましたか？ 労災保険メリット制の適用を受けている事業場の方で、業務上の交通事故など第三者行為災害で保険給付を受給する事案が発生した場合は、すみやかに監督署に事故状況の報告を行うことが必要です。それが保険料率を上げないことにつながります」
交通事故の場合は、監督署に相談しながら事務処理を進めることが大切です。
(元労働保険適用・事務組合 課長)

労災保険では、一定規模以上の事業場に「メリット制」が適用されていることはご存知の通りです。
メリット制を簡単に言うと、過去3年間に事業場の労働者が受けた業務上の保険給付の額と、事業場が支払った労災保険料の収支によって労災保険の料率が上下する制度です。
業務上の交通事故で労働者が労災保険を受給した場合には、手続きを迅速に行えば保険料率が上がらないことがあります。

「どうということなのか、労太君と協子さんの話に耳を傾けてみましょう。」

「そうなんだ。じゃあ、相手の人の過失割合が大きいときは心配しなくていいってこ